

第2回 平成30年7月豪雨災害における災害対応等検証委員会

【日時】平成30年11月21日（水）9時

【場所】市役所 3階 303会議室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 避難情報の発令時期について
- (2) 情報伝達の方法について

3. その他意見交換

4. 閉 会

【添付資料】

資料 1	検証報告書（目次）
資料 2	議事(1)、(2)
資料 2-1	時系列
資料 2-2	メッシュ情報

検証報告書（目次）（案）

I 検証の概要

- 1 目的
- 2 検証対象
- 3 検証項目
- 4 検証体制
- 5 検証経過

第1回
議題

II 平成30年7月豪雨の被害概要

III 検証報告

- 1 避難情報の発令時期
 - (1)
 - (2)
- 2 情報伝達の方法
 - (1)
 - (2)

第2回
議題

- 3 避難所の開設・運営
 - (1)
 - (2)
- 4 自助、共助、公助の役割
 - (1)
 - (2)

第3回
議題

- 5 東広島市の体制
- 6 その他

IV 資料

第4回
議題

議事1 避難情報の発令時期について

避難情報の発令時期や発令を判断するための気象状況等の確認などについて、現行の地域防災計画及び避難判断マニュアルに基づき対応ができたのか、問題点はあったのかを整理したものが、次のとおりである。

(1) 当時の状況 ※「資料2-1時系列、資料2-2メッシュ情報」参照

7月5日

- ・ 気象情報等の収集に関わる総括班は、17時～21時まで10名で行っていた。
- ・ 気象情報の確認については、8時8分に大雨注意報が発表、16時33分に洪水注意報が発表され、入野川失平の水位が16時50分に氾濫危険水位を超過したことを確認した。
- ・ 17時30分に非常体制（初動）とし、災害対策本部を設置し、総括班、各支所が1班ずつ、広報班1班、避難所班1班の体制で対応を行った。
- ・ 17時30分に河内町入野（入野川付近）へ避難勧告を発令した。

7月6日

- ・ 気象情報等の収集に関わる人員は、8時～20時まで5名で行っていたが、電話対応等が増加していき、3名が電話対応を余儀なくされた。その後、20時以降には、8名で気象情報等の収集にあたった。
- ・ 気象情報は、気象庁ホームページ、気象庁防災情報提供システム、広島県防災Webで収集するとともに、適宜広島地方気象台へ電話確認行っており、5時40分に大雨警報（土砂）が発表されたことを確認した。
- ・ 9時に災害対策本部会議（第1回）を開催した。その後、今後の気象状況を鑑みて、16時30分に災害対策本部会議（第2回）を開催し、体制を非常体制（非常レベル）へ移行した。
- ・ 増え続ける電話対応の処理に苦慮するほか、16時30分の災害対策本部会議（第2回）の資料作成や会議調整に忙殺され、16時に西条町、河内町等の一部を除く、すべての地区に土砂災害警戒判定メッシュ情報の赤色が発生（避難準備・高齢者等避難開始の発令基準に該当）したことの確認が遅れた。
- ・ 災害対策本部会議（第2回）で、気象状況、被害通報状況、交通状況などを報告しているなかで、17時20分に福富町（竹仁）、安芸津町（三津、木谷）で

資料 2

土砂災害警戒判定メッシュ情報の薄い紫が発生したことを確認したため、該当地区の避難勧告発令を進言し、発令根拠の説明を行った。説明を行うなかで、さらに17時30分に志和町（志和西、志和堀）が土砂災害警戒判定メッシュ情報の薄い紫が発生し、17時50分には、土砂災害警戒情報が発表されたことを確認した。

- ・ 17時30分に志和町（志和西、志和堀）、福富町（竹仁）、安芸津町（三津、風早、木谷）へ避難勧告発令及び避難勧告発令地域以外に避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断し、避難情報の発令根拠について、総括班から本部に説明を行い、18時16分に情報配信を行った。
- ・ 17時30分には、市内全域に避難情報が発令された状況となった。
- ・ 土砂災害警戒情報が発表され、18時50分に市内全域に避難勧告発令を判断し、避難情報の発令根拠の説明を行い、18時57分に情報配信を行った。
- ・ 気象状況や雨量状況等の確認、避難指示（緊急）の発令準備、各班からの対応、資料整理等を行っている中で、広島地方气象台から大雨特別警報発表の事前連絡があり、その後、19時40分に大雨特別警報（土砂、浸水）が発表され、職員全員参集となった。
- ・ 19時45分に市内全域に避難指示（緊急）発令を判断し、避難情報の発令根拠の説明を行い、19時56分に情報発信を行った。
- ・ 22時に災害対策本部会議（第3回）を開催し、気象状況や被害通報件数等を報告した。さらに、23時に災害対策本部会議（第4回）を開催し、翌朝までの気象状況、被害通報件数等を報告した。

(2) 現行の各種計画の記載状況

現行の地域防災計画及び避難判断マニュアルにおいて、避難情報の発令時期や発令を判断するための気象状況等の確認に関する記載は、次のとおりである。

地域防災計画（引用）

【気象情報等の収集及び分析】 P. 73～75、82

- ・ 広島地方気象台など関係機関から市への伝達ルートに記載。
- ・ 市は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難勧告等を発するのための情報の収集方法等について定めておく。

【避難情報の発令時期】 P. 81

市は、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、判断基準を明確にし、どの地域の、誰に、どういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成しておくものとする。

避難判断マニュアル（引用）

【気象情報等の収集及び分析】 本編P. 5～7 資料編P. 7～8

- ・ 情報の入手
国（気象庁・国土交通省）や県は、防災情報システム等により、リアルタイムの降水量・水位等の数値や範囲を示す情報を配信しており、これらの情報を有効に活用し、最新の情報を入手・把握するよう努める。
- ・ 情報の分析
降雨量・水位等の数値が避難勧告等の判断基準に到達する前に、防災情報システム等によりリアルタイムのデータを調べ、災害発生の危険性を分析することとする。情報分析には、時間を要する場合もあるため、必要な情報については、早めの確認を心掛ける。

・情報の入手先

(1) 気象情報

情報名	内容	提供元
台風情報	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が発生したときに発表され、台風の位置や中心気圧等の実況及び予想が記載されている。 ・台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報がより更新頻度を上げて提供される。 	気象庁
府県気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ・警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、適時発表される。 	気象庁
記録的短時間大雨情報	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間での大雨を観測した時に発表される。 	気象庁
警報級の可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が[高]、[中]2段階の確度で提供される。 	気象庁 広島県

(2) 雨量に関する情報

情報名	内容	提供元
アメダス	<ul style="list-style-type: none"> ・各観測地点で実測した降水量（10分毎） 	気象庁
テレメータ雨量・リアルタイム雨量	<ul style="list-style-type: none"> ・各観測地点で実測した降水量（10分毎） 	国交省
雨量実況一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・各観測局で実測した降水量（10分毎） 	広島県
流域平均雨量	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の流域毎に面積平均した実況の雨量（10分毎） 	国交省
レーダー雨量（Cバンドレーダー）	<ul style="list-style-type: none"> ・Cバンドレーダー雨量計（1kmメッシュ・5分毎） 	国交省
レーダー雨量（XRAIN）	<ul style="list-style-type: none"> ・レーダー雨量計によって観測（250mメッシュ・1分毎） 	国交省
リアルタイムレーダー	<ul style="list-style-type: none"> ・各レーダー情報の重ね合わせ（5分毎） 	国交省
解析雨量	<ul style="list-style-type: none"> ・レーダーとアメダス等の降水量観測量観測値から作成した降水量の分布（1kmメッシュ・30分毎） 	気象庁

資料 2

レーダー・降水ナウキャスト	・レーダー実況と1時間先までの降水強度（1kmメッシュ・5分毎）	気象庁
高解像度降水ナウキャスト	・30分先までの予測雨量、予測降雨強度の分布（250mメッシュ・5分毎） ・35分先から60分先までの予測雨量、予測降雨強度の分布（1kmメッシュ・5分毎）	気象庁
降水短時間予報	・6時間先までの1時間毎の降水量分布の予想（1kmメッシュ・30分毎）	気象庁

(3) 水位に関する情報

情報名	内容	提供元
テレメータ水位	・水位観測所の実測水位（cm単位・10分毎）	国交省
水位実況一覧	・水位観測所の実測水位（cm単位・10分毎）	広島県
水位予測	・洪水予報河川について、1時間後から3時間後までの予測水位（cm単位・1時間毎）	国交省 広島県

(4) 洪水等に関する情報

情報名	内容	提供元
指定河川洪水予報	・国・県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川について、洪水のおそれがあると認められるときに発表される。	気象庁 国交省 広島県
水位到達情報	・洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位への到達情報を通知・周知する河川として指定された河川において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。	気象庁 国交省 広島県
洪水情報のプッシュ型配信	・携帯電話事業者が提供する緊急速報メールを活用して、河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報及び河川が発生した情報が配信される。	国交省
流域雨量指数の6時間先までの予測値	・水位周知河川及びその他河川を対象として、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標を洪水警報等の判断基準と比較し、6時間先までの洪水危険度の予測値として色分け	気象庁

資料 2

	し時系列で表示（1kmメッシュ・10分毎）	
洪水警報の危険度分布	・上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水の発生の危険度の高まりについて、3時間先までの面的分布状況を表示（1kmメッシュ・10分毎）	気象庁
大雨警報（浸水害）の危険度分布	・大雨による浸水害発生の危険度について、1時間先までの面的分布状況を表示（1kmメッシュ・10分毎）	気象庁

（5）土砂災害に関する情報

情報名	内容	提供元
土砂災害警戒判定メッシュ情報	・2時間先までの雨量予測に基づく土砂災害の危険度の分布を表示したもの（全国5kmメッシュ・10分毎）	気象庁
土砂災害危険度をより詳しくした情報	・都道府県毎に1～5kmメッシュ・10分～60分毎・最大2～3時間先までの土砂災害の危険度を表示 「広島県土砂災害危険度情報」	広島県
土砂災害警戒情報	・大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。	気象庁 広島県
土砂災害緊急情報	・重大な土砂災害の緊迫している状況で、緊急調査が実施された時、土砂災害が想定される土地の区域及び時期が発表される。	国交省 広島県

【避難情報の発令時期】 本編P. 7～14

洪水の判断基準

各発令については、次表の基準により現状の河川の観測水位に、今後の雨量予測や河川巡視等の情報も含めて総合的に判断する。また、目安となる基準に達していなくても、過去の災害状況等を考慮し、判断を行うものとする。

判断要件 種別	目安となる情報
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難判断水位」に達したとき。(※) ・「大雨警報（浸水害）」又は「洪水警報」が発表され、今後も数時間以上の降雨が予測されるとき。 ・洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤色）が表示されたとき。 ・大雨警報（浸水害）の危険度分布で「警戒」（赤色）が発生したとき。 ・堤防の軽微な漏水・浸食等が発見されたとき。 ・強い雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・「氾濫危険水位」に達したとき。(※) ・「記録的短時間大雨情報」が発令されたとき。 ・洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（薄い紫色）が表示されたとき。 ・大雨警報（浸水害）の危険度分布で「非常に危険」（薄い紫色）が発生したとき。 ・堤防の異常な漏水・浸食等が発見されたとき。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・「大雨特別警報」が発表されたとき。 ・市内の各水位観測所で越水開始水位に到達するおそれが高いとき。 ・洪水警報の危険度分布で「極めて危険」（濃い紫色）が表示されたとき。 ・大雨警報（浸水害）の危険度分布で「極めて危険」（濃い紫色）が発生したとき。 ・堤防が決壊したとき又は決壊のおそれが高まったとき。 ・越水・溢水が発生した又は発生のおそれがあるとき。

※当該情報が発表された場合、自動的に避難情報を発令することとする。

（留意事項）

- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令にあたり、台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。
- ・地震により堤防が決壊することも想定されるため、地震発生時には、堤防の決壊について情報収集

に努め、堤防の漏水・浸食が発見された場合は避難準備・高齢者等避難開始、漏水等の状況によっては避難勧告、決壊につながるような前兆現象が発見された場合は避難準備・高齢者等避難開始の判断材料とする。

土砂災害の判断基準

各発令にあつては、今後の雨量予測や巡視等の情報も含めて総合的に判断し、前兆現象による報告を受けた場合は、その規模に応じて判断する。また、目安となる基準に達していなくても、過去の状況等を考慮し、個別に判断する。

判断要件 種別	目安となる情報
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・「大雨警報（土砂災害）」が発表され、かつ、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で赤色地域が発生したとき。 ・「大雨注意報」が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に「大雨警報（土砂災害）」に切り替わる可能性が高い旨に言及されているとき。 ・強い雨を伴う台風が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・「大雨警報（土砂災害）」が発表され、かつ、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で薄い紫色地域が発生したとき。 ・「土砂災害警戒情報」が発表されたとき。 ・「大雨警報（土砂災害）」が発表され、かつ、「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき。 ・土砂災害の前兆現象（資料編3ページ参照）が発見されたとき。 ・近隣地区で土砂災害が発生したとき。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ、「土砂災害警戒判定メッシュ情報」で濃い紫色地域が発生したとき。 ・「土砂災害警戒情報」が発表され、かつ、「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき。<u>（※）</u> ・「大雨特別警報」が発表されたとき。 ・土砂災害が発生したとき。

※当該情報が発表された場合、自動的に避難情報を発令することとする。

（留意事項）

資料 2

- ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令にあたり、台風の接近に伴い、暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがある場合は、避難行動が困難になる前に早めの判断を行う。
- ・既に避難指示（緊急）を発令しているなかで、大雨特別警報が発表された場合には、避難指示（緊急）の対象範囲が十分であるか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認する。
- ・前兆現象や土砂災害が対象区域外で発生した場合は、躊躇なく避難指示（緊急）の対象区域とする。

(3) 課題

上記「(1) 当時の状況」において、各種計画どおり行えたのか、実際の活動ではどうだったのかなどの課題については、次のとおりである。

ア 各種計画の課題

地域防災計画

- ① 【気象状況等の収集】及び【分析及び避難情報の発令時期】ともに、基本的な考え方、判断の拠り所となる所在は、概ね適正に記載されている。

避難判断マニュアル

【気象状況等の収集及び分析】

- ① 気象情報等の情報の所在は、概ね適正に記載されている。

【避難情報の発令時期】

- ① 気象状況が自動発令条件に達していたが、めまぐるしく変わる市内各地の観測状況の把握や本部会議での説明等に追われ、避難情報が迅速に発令できなかった。
- ② 土砂災害を理由として避難情報を発令した後、河川氾濫等が発生した場合の複合的な災害について、どのように情報を伝達するのか、定まっていない。
- ③ 内閣府のマニュアルでは、大雨特別警報が発表された時には、避難が完了状態であることとされており、市のマニュアルの表現及び解釈に誤解があった。

イ 活動の課題

- ① 総括班の人員が少なく、各班からの対応、資料作成・整理等を行いながら、気象状況や雨量情報などを随時確認・分析、住民からの電話対応が必要となり業務遂行が困難となった。

資料 2

- ② 土砂災害での避難情報を発令したのち、河川氾濫等に対しての観測・注視を行っていなかった。
- ③ 避難判断マニュアルに基づき発令したが、本部会議でマニュアルの説明を行うなど、発令に時間を要した。
- ④ 本部会議が長時間に及んだことで、会議運営に携わっていた総括班や各防災班の業務が滞っていた。
- ⑤ 防災班間のあらゆる問題や対応の確認等について、総括班が関与することを求められ、総括班の業務が滞っていた。

(4) 対応方針

上記「(3) 課題」について、どのような対応が挙げられるか、対応方針は次のとおりである。

ア 各種計画の対応方針

避難判断マニュアル

【避難情報の発令時期】

- ① 自動発令の条件について精査が必要である。
- ② 土砂災害と洪水災害などの複合的な災害の場合、住民への伝達方法などを記載する必要がある。
- ③ 常に国、県のマニュアルと整合を図る必要がある。

イ 活動の対応方針

- ① 限られた人員で、多くの業務を効率よく行うには、総括班内のスキルアップや役割分担も必要である。
- ② 開設している避難所は、全ての災害に対応した施設とは限らないため、引き続き、気象情報や河川水位等に注視及びその情報を発信できる人員確保が必要である。
- ③ 総括班だけではなく、本部員も避難判断マニュアルを予め把握しておく必要がある。
- ④ 会議毎に議題を決めて、それに基づき議論する必要がある。
- ⑤ 各防災班が主体的に防災活動を実施し、班間調整を行うなど、総括班が仲介しない体制の構築強化が必要である。

資料 2

(5) 「議事1 避難情報の発令時期」について総評

「議事1 避難情報の発令時期」について、各委員から出た、良い点、悪かった点、改善案などを記載予定

議事2 情報伝達の方法について

避難情報の発令に伴い、住民への伝達方法について、現行の地域防災計画及び避難判断マニュアルに基づき対応ができたのか、問題点はあったのかを整理したものが、次のとおりである。

(1) 当時の状況

日付	発信情報	情報発信ツール（使用した班）
7/5	13：30 注意喚起	防災メール・・・（総括班）
	17：30 避難勧告 発令（※1）	防災メール・・・（総括班） 緊急告知ラジオ・・・（総括班）
	20：00 避難所 開設	屋外拡声器・・・（総括班） Lアラート・・・（総括班） 市HP、SNS・・・（広報班） カモンケーブル・・・（広報班）
	23：30 避難所 閉鎖	防災メール・・・（総括班） Lアラート・・・（総括班） 市HP、SNS・・・（広報班） カモンケーブル・・・（広報班）
7/6	09：30 避難所 開設	防災メール・・・（総括班）
	17：30 避難勧告 発令（※2）	緊急告知ラジオ・・・（広報班）
	17：30 避難準備・高齢者等避難開始 発令（※2）	屋外拡声器・・・（総括班） Lアラート・・・（総括班）
	18：50 避難勧告 発令（※3）	市HP、SNS・・・（広報班）
	19：45 避難指示 発令（※4）	カモンケーブル・・・（広報班）
	21：30 避難所 開設	
7/9	05：30 避難指示 解除	防災メール・・・（総括班） Lアラート・・・（総括班） 市HP、SNS・・・（広報班） カモンケーブル・・・（広報班）

【市防災メールの文面】

※緊急告知ラジオ及び屋外拡声器でも同様の文面で放送

<p style="text-align: center;">※1 7/5 17:30 避難勧告 発令時</p> <p>タイトル 河内町入野に「避難勧告」を発令しました</p> <p>本文 河川の水位が上昇したことにより、河内町入野に「避難勧告」を発令しました。</p> <p>次の避難所を開設しています。</p> <p>鶴亀山老人集会所</p> <p>※避難所への移動が困難な場合は、屋内の2階以上へ避難してください。</p>	<p style="text-align: center;">※2 7/6 17:30 避難勧告 発令時</p> <p>タイトル 避難勧告等を発令しました</p> <p>本文 大雨による土砂災害警戒情報が発表され、次の地区に避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。</p> <p>【避難勧告】 志和町西志和、志和町志和堀、福富町竹仁、安芸津町三津、安芸津町風早、安芸津町木谷 ※追加 河内町入野（継続）</p> <p>【避難準備・高齢者等避難開始】 避難勧告対象地区以外の東広島市全域</p> <p>次の避難所を開設しています。</p> <p>【開設中の避難所】 東広島市総合福祉センター 八本松地域センター 志和生涯学習センター 高美が丘地域センター 黒瀬保健福祉センター 福富保健福祉センター 豊栄保健福祉センター 河内保健福祉センター 鶴亀山老人集会所 安芸津文化福祉センター</p> <p>※避難所への移動が困難な場合は、屋内の2階以上へ避難してください。</p>	<p style="text-align: center;">※3 7/6 18:50 避難勧告 発令時</p> <p>タイトル 東広島市全域に「避難勧告」を発令しました</p> <p>本文 土砂災害の危険性が高まったことにより、18時50分に東広島市全域に「避難勧告」を発令しました。</p> <p>次の避難所を開設しています。</p> <p>なお、その他に避難所を追加で開設準備中です。</p> <p>【開設中の避難所】 東広島市総合福祉センター 八本松地域センター 志和生涯学習センター 高美が丘地域センター 黒瀬保健福祉センター 福富保健福祉センター 豊栄保健福祉センター 河内保健福祉センター 鶴亀山老人集会所 安芸津文化福祉センター</p> <p>※避難所への移動が困難な場合は、屋内の2階以上へ避難してください。</p>	<p style="text-align: center;">※4 7/6 19:45 避難指示（緊急） 発令時</p> <p>タイトル 東広島市全域に「避難指示（緊急）」を発令しました</p> <p>本文 大雨特別警報が発表され、災害の発生する可能性が極めて高くなっていることにより、東広島市全域に「避難指示（緊急）」を発令しました。</p> <p>次の避難所を開設しています。</p> <p>なお、その他に避難所を追加で開設準備中です。</p> <p>【開設中の避難所】 東広島市総合福祉センター 八本松地域センター 志和生涯学習センター 高美が丘地域センター 黒瀬保健福祉センター 福富保健福祉センター 豊栄保健福祉センター 河内保健福祉センター 鶴亀山老人集会所 安芸津文化福祉センター</p> <p>※避難所への移動が困難な場合は、屋内の2階以上へ避難してください。</p>
--	--	--	---

(2) 現行の各種計画の記載状況

現行の地域防災計画及び避難判断マニュアルにおいて、避難情報の発令に伴い、住民への伝達方法に関する記載は、次のとおりである。

地域防災計画（引用）

【住民への伝達方法】 P. 81～82

- 避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を、コミュニティFM、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、サイレン、テレビ（CATV含む。）、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努める。
- 市は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- 市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

避難判断マニュアル（引用）

【住民への伝達方法】 P. 17

発信元	伝達手段	伝達先
総括班（危機管理課）	緊急速報メール	市内携帯電話所有者 （一部機種を除く）
	防災情報等メール 配信システム ※	登録者
	広島県防災情報システム（公共 情報 commons（Lアラート）を 経由して各報道機関へ）	市全域

資料 2

	エフエム東広島（緊急告知放送）	市全域
	防災行政無線	八本松町原地区
消防班（消防総務課）	消防車等	対象地区
	消防団車両	対象地区
支所班	黒瀬支所	広報車 ※ 対象地区
	福富支所	
	豊栄支所	
	河内支所	
	安芸津支所	
生活救助班 （社会福祉課）	電話・FAX等	避難行動要支援登録者
広報班（広報戦略課）	広報車 ※	対象地区
	エフエム東広島 ※	市全域
	市ホームページ ※	
	カモンケーブルテレビ ※	
	各報道機関	
避難所班 （生涯学習課）	電話・FAX等	各避難所管理者

※自主避難の注意喚起においては、これらを使用する。

(3) 課題

上記「(1) 当時の状況」において、各種計画どおり行えたのか、実際の活動ではどうだったのかなどの課題について、次のとおりである。

ア 各種計画の課題

地域防災計画

- ① 緊急速報メールを使用していなかった。

資料 2

- ② 7月5日13:30の注意喚起以降、避難情報及び避難所の開閉以外の防災情報発信は各1回のみしか行っていなかった。

避難判断マニュアル

- ① 緊急速報メールを使用していなかった。

イ 活動の課題

- ① 避難情報発令地区や避難所開設数が増加していくと、市防災メールが長文になり、受け手が確認しづらい。また、緊急告知ラジオによる放送では、1回の放送時間が約3分なので、長文になると、複数回に分けて放送する必要が生じる。
- ② 緊急告知ラジオによる放送は、1つの内容について1回しか放送していないので、聞き取れない可能性がある。
- ③ 屋外拡声器が大雨の中、聞こえなかった可能性がある。
- ④ 緊急告知ラジオの難聴地域では、停電時等は複数の情報伝達手段の確保が困難となる可能性がある。
- ⑤ 緊急速報メールは、文字数制限があり、正確な防災情報が伝達できない可能性がある。
- ⑥ 避難情報の解除や避難所閉鎖時には、市防災メール、ラジオの通常放送、Lアラート、市HPのみで情報発信していたため、住民が情報に気付かなかった可能性がある。
- ⑦ 市防災メール、緊急告知ラジオの普及率が低く、全ての住民に避難所開設情報等が迅速に届かない可能性がある。

【市の情報伝達ツール】

東広島市の情報伝達手段は次のとおりである。

なお、平成30年6月末時点での東広島市の人口及び世帯数は、186,832名、84,196世帯である。

避難情報 発令	避難情報 解除	種類	現状・特性等	Jアラート 連動	制約等
○	○	市防災メール	・登録者数 6,626名 ・無料登録	○	・長文だと読みづらい ・対象が登録者のみ
○ (緊急放送)	○ (通常放送)	緊急告知ラジオ	・購入者等 11,571名 ・価格 2,000円/台 ・配信地域 町別配信 ・自動起動が可能	○	・放送時間は約3分である ・対象が購入者のみ
○	○	市ホームページ	・ホームページ掲載	○	・インターネット環境が必要
○	○	Lアラート	・広島県防災システムを通じて、NHKデータ放送、防災アプリなどで配信	○	・配信に時間がかかる。
○	○	カモンケーブル SNS	・カモンケーブルテレビで配信 ・Facebookなどで配信	○	・対象が契約者又は登録者のみ
○	×	広報車	・広報車による啓発広報	×	・大雨などでは聞こえにくい ・職員の安全確保
○	×	屋外拡声器 60基	・地域限定（河内、黒瀬、安芸津） ・緊急告知ラジオの起動と連動	○	・大雨などでは聞こえにくい
×	×	緊急速報メール	・携帯電話所持者（市内） ・市境を超えた配信が行われることがある。	○	・文字数が200字と限定されている

(4) 対応方針

上記「(3) 課題」について、どのような対応が挙げられるか、対応方針は次のとおりである。

ア 各種計画の対応方針

地域防災計画

- ① 使用基準等を定め、緊急速報メールを使用していく。
- ② 避難情報や避難所開設情報以外でも、必要に応じ、的確な避難行動をとってもらえるよう注意喚起等様々な防災情報を発信する必要がある。

避難判断マニュアル

- ① 使用基準等を定め、緊急速報メールを使用していく。

イ 活動の対応方針

- ① 受け手が理解しやすいようメール文及び放送文を工夫する必要がある(テンプレート(定型文)の作成)。
- ② 避難情報の発令状況にあっては、可能な範囲で、複数回放送を行う必要がある。
- ③ 緊急告知ラジオや防災メールなど、停電等に備え複数の情報手段を確保してもらうよう周知する必要がある。
- ④ どの年代でも複数の情報入手手段が確保できる対策及びFM難聴地域への対策を講じる必要がある。
- ⑤ 緊急速報メールは、多くの市民や観光客等に届くが、文字数に制限があるため、異変を察知するための手段として周知し、次の防災情報入手を取ってもらうことを周知する必要がある。
- ⑥ 避難情報の解除や避難所の閉鎖時において、緊急速報メールや緊急告知ラジオ(緊急放送)での情報発信の可否について、検討する必要がある。
- ⑦ 特に避難行動に時間を要する市民に対し、確実に情報を届ける対応が必要である。

(5) 「議事2 情報伝達の方法」について総評

「議事2 情報伝達の方法」について、各委員から出た、良い点、悪かった点、改善案などを記載予定

日付	時間	気象注警報			時間最大 降雨量	避難情報の発令状況 発令時間（情報配信時間）
		大雨	洪水	土砂災害警戒情		
7/5	0:00 ～ 5:59				0 mm	
	6:00 ～ 11:59				11h～12h 16 mm	
	12:00 ～ 17:59		注意報 16:33～		16h～17h 22 mm	17:30 (17:30) 避難勧告 (洪水) 河内町入野 (入野川付近) 【発令根拠】 入野川失平の氾濫危険水位超過 避難判断マニュアルP. 7
	18:00 ～ 23:59	注意報	警報 18:43～		19h～20h 9 mm	
7/6	0:00 ～ 5:59		注意報 2:41～		4h～5h 8 mm	
	6:00 ～ 11:59	★ 9:00	注意報 10:06～		7h～8h 14 mm	17:30 (18:16) 避難勧告 (土砂) 志和町(志和西、志和堀)、福富町(竹仁)、安芸津町(三津、風早、木谷) 【発令根拠】大雨警報(土砂) + 土砂災害警戒判定メッシュ情報(薄い紫)の発生 避難判断マニュアルP. 12
	12:00 ～ 17:59	★ 16:30	注意報 10:06～		15h～16h 26 mm	17:30 (18:16) 避難準備・高齢者等避難開始 (土砂) 避難勧告以外のすべての地区 【発令根拠】大雨警報(土砂) + 土砂災害警戒判定メッシュ情報(赤色)の発生 避難判断マニュアルP. 12
	18:00 ～ 23:59	★ 22:00 ★ 23:00	警報 19:40～		21h～22h 67 mm	18:50 (18:57) 避難勧告 (土砂) 市内全域 【発令根拠】土砂災害警戒情報の発表、避難判断マニュアルP. 12 19:45 (19:56) 避難指示 (緊急) (土砂、洪水) 市内全域 【発令根拠】大雨特別警報の発表、避難判断マニュアルP. 12
7/7	0:00 ～ 5:59		警報 10:50～		5h～6h 48 mm	
	6:00 ～ 11:59	★ ★	警報 10:50～		7h～8h 10 mm	
	12:00 ～ 17:59	★	警報 10:50～		17h～18h 1 mm	
	18:00 ～ 23:59	★	警報 10:50～		20h～21h 9 mm	
7/8	0:00 ～ 11:59	★	警報 10:50～		2h～3h 17 mm	
	12:00 ～ 23:59	★ ★	解除 14:45～		13h～14h 2 mm	
7/9	0:00 ～ 23:59	★ ★	解除 4:23～		0 mm	5:30 (5:30) 避難指示 (緊急) (解除) 市内全域

※★印は、災害対策本部会議





